

京都市上下水道局告示第20号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成21年7月10日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都市伏見区醍醐中山町25番地

有限会社飯田工業所

代表取締役 飯田 淳次郎

2 変更事項（代表者の変更）

中村信次から飯田淳次郎に変更

（上下水道局下水道部管理課）